

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	健康増進関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、健康増進関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、住民の各種検診の実施、検診結果等の指導・管理、健康手帳の交付、各種相談や健康教育の対応、生活習慣の改善、疾病の予防・早期発見・早期治療をすることにより健康寿命の延伸や医療費の抑制を図る。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 (1)健康増進法に基づく生活習慣相談等の実施 (2)健康増進法に基づく健康増進事業の実施
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
健診対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表第一の76の項 (2)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 （情報提供の根拠） 別表第二の102の2の項 （情報照会の根拠） 別表第二の102の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠） 第50条 （情報照会の根拠） 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	健康課長 荒澤 宏二	健康課長 小松 孝	事後	人事異動による変更
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	健康課長 小松 孝	健康課長	事後	職名のみ記載
平成29年6月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	H27.3.31	H29.5.31	事後	
平成29年6月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数	H27.3.31	H29.5.31	事後	
令和1年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	Ⅳリスク対策	-	1.提出する特定個人情報保護評価書の種類 〔基礎項目評価書〕 2、3、7 〔十分である〕 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 〔委託しない〕 5.特定個人情報の提供・移転 〔提供・移転しない〕 6.情報ネットワークとの接続 〔接続しない〕 8.監査 〔自己監査〕 9.従業員に対する教育・啓発 〔十分に行っている〕	事後	
令和2年8月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和2年8月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和4年3月7日	Ⅰ.1.2事務の概要	健康増進法の規定に則り成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握	健康増進法に基づき、住民の各種検診の実施、検診結果等の指導・管理、健康手帳の交付、各種相談や健康教育の対応、生活習慣の改善、疾病の予防・早期発見・早期治療をすることにより健康寿命の延伸や医療費の抑制を図る。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 (1)健康増進法に基づく生活習慣相談等の実施 (2)健康増進法に基づく健康増進事業の実施	事後	
令和4年3月7日	Ⅰ.4.1実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年3月7日	Ⅰ.4.2法令上の根拠		(1)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号(特定個人情報提供の制限) (情報提供の根拠) 別表第二の102の2の項 (情報照会の根拠) 別表第二の102の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第50条 (情報照会の根拠) 第50条	事後	
令和4年3月7日	Ⅳ.6.情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事後	
令和4年3月7日	Ⅳ.6.情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(提供)	[]接続しない(提供)	事後	
令和4年3月7日	Ⅳ.6.情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和4年3月7日	Ⅳ.6.情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和5年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日	令和5年1月6日	事後	
令和5年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日	令和5年1月6日	事後	